

事 務 連 絡
令和6年12月19日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 専務理事 殿

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
課長補佐（薬事監視指導班担当）

動物用医薬品等の輸出証明書発給に係る業務の移管について

平素より動物薬事行政に御理解・御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

標記の件について、別紙のとおり各地方農政局及び北海道農政事務所消費・安全部長並びに内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛に連絡したことをお知らせします。

写

(別紙)

6 消安第 5400号
令和 6 年 12 月 19 日

地方農政局消費・安全部長
北海道農政事務所消費・安全部安全管理課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

消費・安全局
畜水産安全管理課長

動物用医薬品等の輸出証明書発給に係る業務の移管について

平素より動物薬事行政の推進に御理解・御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

我が国の動物用医薬品等の製造販売業者又は製造業者が動物用医薬品等を輸出する際に、輸出先国政府から、輸出製品について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づき、日本国内で販売することを認められていること等に関する証明書（以下「輸出証明書」という。）を求められることがあります。輸出証明書を発給する業務については、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課により行われてきたところです。

令和 7 年 1 月から、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課における動物用医薬品等の輸出証明書を発給する業務のうち、自由販売証明書の発給については、貴部畜水産安全管理課動物用医薬品担当者の業務とします。別紙業務マニュアルに基づき業務の実施をお願いします。

以上